

刑法等の一部を改正する法律案新旧対照条文

目 次

刑法（明治四十年法律第四十五号）	1
刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百一十一号）	5
出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）	6
組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三百三十六号）	17

刑法等の一部を改正する法律案新旧対照条文

刑法（明治四十年法律第四十五号）

（傍線部分は改正部分）

>

改正案	現行
<p>刑法 目次 第一編（略） 第二編 罪 第一章 第三十二章（略） 第三十三章 略取、誘拐及び人身売買の罪（第二百二十四条 第二百二十九条） 第三十四章 第四十章（略） （国民の国外犯） 第三条 この法律は、日本国外において次に掲げる罪を犯した日本国民に適用する。 一 十一（略） 十二 第二百二十四条から第二百二十八条まで（未成年者略取及び誘拐、営利目的等略取及び誘拐、身の代金目的略取等、所在国外移送目的略取及び誘拐、人身売買、被略取者等所在国外移送、被略取者引渡し等、未遂罪）の罪 十三 十七（略） （国民以外の者の国外犯） 第三条の二 この法律は、日本国外において日本国民に</p>	<p>刑法 目次 第一編（略） 第二編（同上） 第一章 第三十二章（略） 第三十三章 略取及び誘拐の罪（第二百二十四条 第二百二十九条） 第三十四章 第四十章（略） （国民の国外犯） 第三条（同上） 一 十一（略） 十二 第二百二十四条から第二百二十八条まで（未成年者略取及び誘拐、営利目的等略取及び誘拐、身の代金目的略取等、国外移送目的略取等、被略取者収受等、未遂罪）の罪 十三 十七（略） （国民以外の者の国外犯） 第三条の二（同上）</p>

対して次に掲げる罪を犯した日本国民以外の者に適用する。

一（四）（略）

五 第二百二十四条から第二十八条まで（未成年者略取及び誘拐、営利目的等略取及び誘拐、身の代金目的略取等、所在国外移送目的略取及び誘拐、人身売買、被略取者等所在国外移送、被略取者引渡し等、未遂罪）の罪

六（略）

（逮捕及び監禁）

第二百二十条 不法に人を逮捕し、又は監禁した者は、三月以上七年以下の懲役に処する。

第三十三章 略取、誘拐及び人身売買の罪

（未成年者略取及び誘拐）

第二百二十四条 未成年者を略取し、又は誘拐した者は、三月以上七年以下の懲役に処する。

（営利目的等略取及び誘拐）

第二百二十五条 営利、わいせつ、結婚又は生命若しくは身体に対する加害の目的で、人を略取し、又は誘拐した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

（所在国外移送目的略取及び誘拐）

第二百二十六条 所在国外に移送する目的で、人を略取し、又は誘拐した者は、二年以上の有期懲役に処する

一（四）（略）

五 第二百二十四条から第二十八条まで（未成年者略取及び誘拐、営利目的等略取及び誘拐、身の代金目的略取等、国外移送目的略取等、被略取者收受等、未遂罪）の罪

六（略）

（逮捕及び監禁）

第二百二十条 不法に人を逮捕し、又は監禁した者は、三月以上五年以下の懲役に処する。

第三十三章 略取及び誘拐の罪

（未成年者略取及び誘拐）

第二百二十四条 未成年者を略取し、又は誘拐した者は、三月以上五年以下の懲役に処する。

（営利目的等略取及び誘拐）

第二百二十五条 営利、わいせつ又は結婚の目的で、人を略取し、又は誘拐した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

（国外移送目的略取等）

第二百二十六条 日本国外に移送する目的で、人を略取し、又は誘拐した者は、二年以上の有期懲役に処する

。(削る)

(人身売買)

第二百二十六条の二 人を買収した者は、三月以上五年以下の懲役に処する。

2 未成年者を買収した者は、三月以上七年以下の懲役に処する。

3 営利、わいせつ、結婚又は生命若しくは身体に対する加害の目的で、人を買収した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

4 人を売り渡した者も、前項と同様とする。

5 所在国外に移送する目的で、人を売買した者は、二年以上の有期懲役に処する。

(被略取者等所在国外移送)

第二百二十六条の三 略取され、誘拐され、又は売買された者を所在国外に移送した者は、二年以上の有期懲役に処する。

(被略取者引渡し等)

第二百二十七条 第二百二十四条、第二百二十五条又は前三条の罪を犯した者を幫助する目的で、略取され、誘拐され、又は売買された者を引き渡し、收受し、輸送し、蔵匿し、又は隠避させた者は、三月以上五年以下の懲役に処する。

2 日本国外に移送する目的で人を売買し、又は略取され、誘拐され、若しくは売買された者を日本国外に移送した者も、前項と同様とする。

(新設)

(新設)

(被略取者收受等)

第二百二十七条 第二百二十四条、第二百二十五条又は前条の罪を犯した者を幫助する目的で、略取され、誘拐され、又は売買された者を收受し、蔵匿し、又は隠避させた者は、三月以上五年以下の懲役に処する。

2 第二百二十五条の二第一項の罪を犯した者を幫助する目的で、略取され又は誘拐された者を引き渡し、収受し、輸送し、蔵匿し、又は隠避させた者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

3 営利、わいせつ又は生命若しくは身体に対する加害の目的で、略取され、誘拐され、又は売買された者を引き渡し、収受し、輸送し、又は蔵匿した者は、六月以上七年以下の懲役に処する。

4 (略)

(未遂罪)

第二百二十八条 第二百二十四条、第二百二十五条、第二百二十五条の二第一項、第二百二十六条から第二百二十六条の三まで並びに前条第一項から第三項まで及び第四項前段の罪の未遂は、罰する。

(親告罪)

第二百二十九条 第二百二十四条の罪、第二百二十五条の罪及びこれらの罪を幫助する目的で犯した第二百二十七条第一項の罪並びに同条第三項の罪並びにこれらの罪の未遂罪は、営利又は生命若しくは身体に対する加害の目的による場合を除き、告訴がなければ公訴を提起することができない。ただし、略取され、誘拐され、又は売買された者が犯人と婚姻をしたときは、婚姻の無効又は取消しの裁判が確定した後でなければ、告訴の効力がない。

2 第二百二十五条の二第一項の罪を犯した者を幫助する目的で、略取され又は誘拐された者を収受し、蔵匿し、又は隠避させた者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

3 営利又はわいせつの目的で、略取され、誘拐され、又は売買された者を収受した者は、六月以上七年以下の懲役に処する。

4 (略)

(未遂罪)

第二百二十八条 第二百二十四条、第二百二十五条、第二百二十五条の二第一項、第二百二十六条並びに前条第一項から第三項まで及び第四項前段の罪の未遂は、罰する。

(親告罪)

第二百二十九条 第二百二十四条の罪、第二百二十五条の罪及びこれらの罪を幫助する目的で犯した第二百二十七条第一項の罪並びに同条第三項の罪並びにこれらの罪の未遂罪は、営利の目的による場合を除き、告訴がなければ公訴を提起することができない。ただし、略取され、誘拐され、又は売買された者が犯人と婚姻をしたときは、婚姻の無効又は取消しの裁判が確定した後でなければ、告訴の効力がない。

改正案	現行
<p>第百五十七條の四 裁判所は、次に掲げる者を証人として尋問する場合において、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、裁判官及び訴訟関係人が証人を尋問するために在席する場所以外の場所（これらの者が在席する場所と同一の構内に限り。）にその証人を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によつて、尋問することができる。</p> <p>一 刑法第百七十六條から第百七十八條の二まで若しくは第百八十一條の罪、同法第百二十五條若しくは第百二十六條の二第三項の罪（わいせつ又は結婚の目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）<u>、同法第百二十七條第一項（第百二十五條又は第百二十六條の二第三項の罪を犯した者を幫助する目的に係る部分に限る。）若しくは第三項（わいせつの目的に係る部分に限る。）若しくは第百四十一條前段の罪又はこれらの罪の未遂罪の被害者</u></p> <p>二、三（略）</p>	<p>第百五十七條の四（同上）</p> <p>一 刑法第百七十六條から第百七十八條の二まで、第百八十一條、第百二十五條（わいせつ又は結婚の目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）<u>、第百二十七條第一項（第百二十五條の罪を犯した者を幫助する目的に係る部分に限る。）若しくは第三項（わいせつの目的に係る部分に限る。）若しくは第百四十一條前段の罪又はこれらの罪の未遂罪の被害者</u></p> <p>二、三（略）</p>

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第二条 出入国管理及び難民認定法及びこれに基づく命令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一、六（略）</p> <p>七 人身取引等 次に掲げる行為をいう。</p> <p>イ 営利、わいせつ又は生命若しくは身体に対する加害の目的で、人を略取し、誘拐し、若しくは売買し、又は略取され、誘拐され、若しくは売買された者を引き渡し、收受し、輸送し、若しくは蔵匿すること。</p> <p>ロ イに掲げるもののほか、営利、わいせつ又は生命若しくは身体に対する加害の目的で、十八歳未満の者を自己の支配下に置くこと。</p> <p>ハ イに掲げるもののほか、十八歳未満の者が営利、わいせつ若しくは生命若しくは身体に対する加害の目的を有する者の支配下に置かれ、又はそのおそれがあることを知りながら、当該十八歳未満の者を引き渡すこと。</p> <p>八、十六（略）</p> <p>（上陸の拒否）</p> <p>第五条 次の各号のいずれかに該当する外国人は、本邦に上陸することができない。</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 （同上）</p> <p>一、六（略）</p> <p>七 削除</p> <p>八、十六（略）</p> <p>（上陸の拒否）</p> <p>第五条 （同上）</p>

一〇六 (略)

七 売春又はその周旋、勧誘、その場所の提供その他
売春に直接に関係がある業務に従事したことがある
者(人身取引等により他人の支配下に置かれていた
者が当該業務に従事した場合を除く。)

七の二 人身取引等を行い、唆し、又はこれを助けた
者

八〇十四 (略)

2 (略)

(法務大臣の裁決の特例)

第十二条 法務大臣は、前条第三項の裁決に当たつて、
異議の申出が理由がないと認める場合でも、当該外国
人が次の各号のいずれかに該当するときは、その者の
上陸を特別に許可することができる。

一 再入国の許可を受けているとき。

二 人身取引等により他人の支配下に置かれて本邦に
入つたものであるとき。

三 その他法務大臣が特別に上陸を許可すべき事情が
あると認めるとき。

2 (略)

第四章 在留及び出国

第一節 在留、在留資格の変更及び取消し等

(永住許可)

第二十二條 (略)

一〇六 (略)

七 売春又はその周旋、勧誘、その場所の提供その他
売春に直接に関係がある業務に従事したことがある
者

(新設)

八〇十四 (略)

2 (略)

(法務大臣の裁決の特例)

第十二条 法務大臣は、前条第三項の裁決に当たつて、
異議の申出が理由がないと認める場合でも、当該外国
人が再入国の許可を受けているときその他法務大臣が
特別に上陸を許可すべき事情があると認めるときは、
その者の上陸を特別に許可することができる。

(新設)

(新設)

(新設)

2 (略)

第四章 (同上)

第一節 在留、在留資格の変更及び在留期間の
更新

(永住許可)

第二十二條 (略)

2 前項の申請があつた場合には、法務大臣は、その者が次の各号に適合し、かつ、その者の永住が日本国の利益に合すると認めたときに限り、これを許可することができる。ただし、その者が日本人、永住許可を受けている者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）の配偶者又は子である場合においては、次の各号に適合することを要しない。

一、二（略）
3（略）

（退去強制）
第二十四条 次の各号のいずれかに該当する外国人については、次章に規定する手続により、本邦からの退去を強制することができる。

- 一、二（略）
- 三（略）
- 四 本邦に在留する外国人（仮上陸の許可、寄港地上陸の許可、通過上陸の許可、乗員上陸の許可又は遭難による上陸の許可を受けた者を除く。）で次に掲げる者のいずれかに該当するもの
- イ 第十九条第一項の規定に違反して収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を専ら行つていると明らかに認められる者（人身取引等により他人の支配下に置かれている者を除く。）
- ロ（略）

八 人身取引等を行い、唆し、又はこれを助けた者

2 前項の申請があつた場合には、法務大臣は、その者が次の各号に適合し、かつ、その者の永住が日本国の利益に合すると認めたときに限り、これを許可することができる。ただし、その者が日本人、永住許可を受けている者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）以下「平和条約国籍離脱者等入管特例法」という。）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）の配偶者又は子である場合においては、次の各号に適合することを要しない。

一、二（略）
3（略）

（退去強制）
第二十四条（同上）

- 一、二（略）
- 三（略）
- 四（同上）
- イ 第十九条第一項の規定に違反して収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を専ら行つていると明らかに認められる者

ロ（略）
八及び二 削除

二 旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第

二十三条第一項（第六号を除く。）から第三項ま

での罪により刑に処せられた者

ホ 第七十四条から第七十四条の六の三まで又は第七十四条の八の罪により刑に処せられた者

ヘヽチ （略）

リ 二からチまでに掲げる者のほか、昭和二十六年十一月一日以後に無期又は一年を超える懲役若しくは禁錮に処せられた者。ただし、執行猶予の言渡しを受けた者を除く。

又 売春又はその周旋、勧誘、その場所の提供その他売春に直接に関係がある業務に従事する者（人身取引等により他人の支配下に置かれている者を除く。）

ル 他の外国人が不法に本邦に入り、又は上陸することをおおり、唆し、又は助けた者

オヽカ （略）

ヨ イからカまでに掲げる者のほか、法務大臣が日本国の利益又は公安を害する行為を行つたと認定する者

四の二ヽ十 （略）

（出国命令）

第二十四条の二 前条第二号の三、第四号口又は第六号から第七号までのいずれかに該当する外国人で次の各号のいずれにも該当するもの（以下「出国命令対象者」という。）については、同条の規定にかかわらず、次章第一節から第三節まで及び第五章の二に規定する

ホ 第七十四条から第七十四条の六まで又は第七十四条の八の罪により刑に処せられた者

ヘヽチ （略）

リ 亦からチまでに規定する者のほか、昭和二十六年十一月一日以後に無期又は一年を超える懲役若しくは禁錮に処せられた者。ただし、執行猶予の言渡しを受けた者を除く。

又 売春又はその周旋、勧誘、その場所の提供その他売春に直接に関係がある業務に従事する者

ル 他の外国人が不法に本邦に入り、又は上陸することをおおり、そそのかし、又は助けた者

オヽカ （略）

ヨ イ、口及びホからカまでに掲げる者を除くほか、法務大臣が日本国の利益又は公安を害する行為を行つたと認定する者

四の二ヽ十 （略）

（出国命令）

第二十四条の二 （同上）

手続により、出国を命ずるものとする。

- 一 (略)
- 二 前条第三号、第四号八からヨまで、第八号又は第九号のいずれにも該当しないこと。
- 三 五 (略)

(法務大臣の裁決の特例)

第五十条 法務大臣は、前条第三項の裁決に当たつて、異議の申出が理由がないと認める場合でも、当該容疑者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者の在留を特別に許可することができる。

- 一、二 (略)
- 三 人身取引等により他人の支配下に置かれて本邦に在留するものであるとき。
- 四 (略)
- 2、3 (略)

(旅券等の確認義務)

第五十六条の二 本邦に入る船舶等を運航する運送業者(運送業者がないときは、当該船舶等の長)は、外国人が不法に本邦に入ること防止するため、当該船舶等に乗ろうとする外国人の旅券、乗員手帳又は再入国許可書を確認しなければならない。

(報告の義務)

第五十七条 (略)

2 本邦に入る船舶等の長は、有効な旅券、乗員手帳又は再入国許可書を所持しない外国人がその船舶等に乗

一 (略)

- 二 前条第三号、第四号ホからヨまで、第八号又は第九号のいずれにも該当しないこと。
- 三 五 (略)

(法務大臣の裁決の特例)

第五十条 法務大臣は、前条第三項の裁決に当たつて、異議の申出が理由がないと認める場合でも、当該容疑者が左の各号の一に該当するときは、その者の在留を特別に許可することができる。

- 一、二 (略)
- (新設)
- 三 (略)
- 2、3 (略)

(新設)

(報告の義務)

第五十七条 (略)

2 本邦に入る船舶等の長は、有効な旅券又は乗員手帳を所持しない外国人がその船舶等に乗つて

つていることを知つたときは、直ちにその旨をその出入国港の入国審査官に報告しなければならない。

3、4 (略)

(在留資格に係る許可)

第六十一条の二の二 法務大臣は、前条第一項の規定により難民の認定をする場合であつて、同項の申請をした外国人が在留資格未取得外国人(別表第一又は別表第二の上欄の在留資格をもつて本邦に在留する者、一時庇護のための上陸の許可を受けた者で当該許可書に記載された期間を経過していないもの及び特別永住者以外の者をいう。以下同じ。)であるときは、当該在留資格未取得外国人が次の各号のいずれかに該当する場合は除き、その者に定住者の在留資格の取得を許可するものとする。

一、二 (略)

三 第二十四条第三号又は第四号八からヨまでに掲げる者のいずれかに該当するとき。

四 (略)

2、4 (略)

(仮滞在の許可)

第六十一条の二の四 法務大臣は、在留資格未取得外国人から第六十一条の二第一項の申請があつたときは、当該在留資格未取得外国人が次の各号のいずれかに該当する場合は除き、その者に仮に本邦に滞在することを許可するものとする。

一、四 (略)

知つたときは、直ちにその旨をその出入国港の入国審査官に報告しなければならない。

3、4 (略)

(在留資格に係る許可)

第六十一条の二の二 (同上)

一、二 (略)

三 第二十四条第三号又は第四号ホからヨまでに掲げる者のいずれかに該当するとき。

四 (略)

2、4 (略)

(仮滞在の許可)

第六十一条の二の四 (同上)

一、四 (略)

五 第二十四条第三号又は第四号八からヨまでに掲げる者のいづれかに該当すると疑うに足りる相当の理由があるとき。

六〇九 (略)

2〇5 (略)

(情報提供)

第六十一条の九 法務大臣は、出入国管理及び難民認定法に規定する出入国の管理及び難民の認定の職務に相当する職務を行う外国の当局(以下この条において「外国入国管理当局」という。)に対し、その職務(出入国管理及び難民認定法に規定する出入国の管理及び難民の認定の職務に相当するものに限る。次項において同じ。)の遂行に資すると認める情報を提供することができる。

2 前項の規定による情報の提供については、当該情報が当該外国入国管理当局の職務の遂行に資する目的以外の目的で使用されないよう適切な措置がとられなければならない。

3 法務大臣は、外国入国管理当局からの要請があつたときは、前項の規定にかかわらず、次の各号のいづれかに該当する場合を除き、第一項の規定により提供した情報を当該要請に係る外国の刑事事件の捜査又は審判(以下この項において「捜査等」という。)に使用することについて同意をすることができる。

一 当該要請に係る刑事事件の捜査等の対象とされている犯罪が政治犯罪であるとき、又は当該要請が政治犯罪について捜査等を行う目的で行われたものと

五 第二十四条第三号又は第四号ホからヨまでに掲げる者のいづれかに該当すると疑うに足りる相当の理由があるとき。

六〇九 (略)

2〇5 (略)

(新設)

認められるとき。

二 当該要請に係る刑事事件の捜査等の対象とされている犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、その行為が日本国の法令によれば罪に当たるものでないとき。

三 日本国が行う同種の要請に応ずる旨の要請国の保証がないとき。

4 法務大臣は、前項の同意をする場合においては、あらかじめ、同項第三号に該当しないことについて、外務大臣の確認を受けなければならない。

(出入国管理基本計画)

第六十一条の十 (略)

第六十一条の十一 (略)

第七十四条の六 営利の目的で第七十条第一項第一号又は第二号に規定する行為(以下「不法入国等」という。)の実行を容易にした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第七十四条の六の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 他人の不法入国等の実行を容易にする目的で、偽

(出入国管理基本計画)

第六十一条の九 (略)

第六十一条の十 (略)

第七十四条の六 営利の目的で第七十条第一項第一号又は第二号に規定する行為の実行を容易にした者は、三年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。所持人について効力を有しない旅券若しくは乗員手帳又は旅券若しくは乗員手帳として偽造された文書を提供して、当該行為の実行を容易にした者も、同様とする。

(新設)

りその他不正の手段により、日本国の権限のある機関から難民旅行証明書、渡航証明書、乗員手帳又は再入国許可書の交付を受けた者

二 他人の不法入国等の実行を容易にする目的で、次に掲げる文書を所持し、提供し、又は收受した者

イ 旅券（旅券法第二条第一号及び第二号に規定する旅券並びに同法第十九条の三第一項に規定する渡航書を除く。以下この項において同じ。）
乗員手帳又は再入国許可書として偽造された文書

ロ 当該不法入国等を実行する者について効力を有しない旅券、乗員手帳又は再入国許可書

三 第七十条第一項第一号又は第二号の罪を犯す目的で、偽りその他不正の手段により、日本国の権限のある機関から難民旅行証明書、渡航証明書、乗員手帳又は再入国許可書の交付を受けた者

四 第七十条第一項第一号又は第二号の罪を犯す目的で、次に掲げる文書を所持し、又は收受した者

イ 旅券、乗員手帳又は再入国許可書として偽造された文書

ロ 自己について効力を有しない旅券、乗員手帳又は再入国許可書

2 営利の目的で前項第一号又は第二号の罪を犯した者は、五年以下の懲役及び五百万円以下の罰金に処する。

第七十四条の六の三 前条の罪（所持に係る部分を除く。）の未遂は、罰する。

第七十四条の七 第七十三条の二第一項第二号及び第三

（新設）

第七十四条の七 第七十三条の二第一項第二号及び第三

号、第七十四条の二（本邦内における輸送に係る部分を除く。）、第七十四条の三並びに前三条の罪は、刑法第二条の例に従う。

第七十四条の八 退去強制を免れさせる目的で、第二十四条第一号又は第二号に該当する外国人を蔵匿し、又は隠避させた者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2 営利の目的で前項の罪を犯した者は、五年以下の懲役及び五百万円以下の罰金に処する。

3 (略)

(両罰規定)

第七十六条の二 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第七十三条の二から第七十四条の六までの罪、第七十四条の六の二（第一項第三号及び第四号を除く。）の罪若しくはその未遂罪又は第七十四条の八の罪を犯したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(過料)

第七十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

一 (略)

一の二 第五十六条の二の規定に違反して、外国人の旅券、乗員手帳又は再入国許可書の確認をしないで当該外国人を本邦に入らせた者

号、第七十四条の二（本邦内における輸送に係る部分を除く。）、第七十四条の三並びに前条の罪は、刑法第二条の例に従う。

第七十四条の八 退去強制を免れさせる目的で、第二十四条第一号又は第二号に該当する外国人を蔵匿し、又は隠避させた者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 営利の目的で前項の罪を犯した者は、五年以下の懲役及び三百万円以下の罰金に処する。

3 (略)

(両罰規定)

第七十六条の二 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第七十三条の二から第七十四条の六まで又は第七十四条の八の罪を犯したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(過料)

第七十七条 (同上)

一 (略)

(新設)

二
四
(略)

二
四
(略)

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 この法律において「犯罪収益」とは、次に掲げる財産をいう。</p> <p>一 財産上の不正な利益を得る目的で犯した次に掲げる罪の犯罪行為（日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならばこれらの罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものを含む。）により生じ、若しくは当該犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産</p> <p>イ 別表第一（第三号を除く。）又は別表第二に掲げる罪</p> <p>ロ（略）</p> <p>二 五（略）</p> <p>三 七（略）</p> <p>（組織的な殺人等）</p> <p>第三条 次の各号に掲げる罪に当たる行為が、団体の活動（団体の意思決定に基づく行為であつて、その効果又はこれによる利益が当該団体に帰属するものをいう。以下同じ。）として、当該罪に当たる行為を実行するための組織により行われたときは、その罪を犯した者は、当該各号に定める刑に処する。</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2（同上）</p> <p>一（同上）</p> <p>イ 別表第一第一号、第二号若しくは第四号から第六号まで又は別表第二に掲げる罪</p> <p>ロ（略）</p> <p>二 五（略）</p> <p>三 七（略）</p> <p>（組織的な殺人等）</p> <p>第三条（同上）</p>

- 一七 (略)
- 八 刑法第二百二十条 (逮捕及び監禁) の罪 三月以上十年以下の懲役
- 九十五 (略)
- 2 (略)

別表第一 (第二条、第七条の二関係)

- 一三 (略)
- 四 刑法第九十五条 (公務執行妨害及び職務強要) の罪 (裁判、検察又は警察の職務を行う公務員による次に掲げる罪に係る審判又は捜査の職務の執行を妨害する目的で犯されたものに限る。) 又は同法第二百二十三条 (強要) の罪 (次に掲げる罪に係る自己又は他人の刑事事件に関し、証言をさせず、若しくは虚偽の証言をさせ、又は証拠を隠滅させ、偽造させ、若しくは変造させ、若しくは偽造若しくは変造の証拠を使用させる目的で犯されたものに限る。)
- イ八 (略)
- 二 刑法第九十五条 (公務執行妨害及び職務強要) の罪 (裁判、検察又は警察の職務を行う公務員によるイからルまでに掲げる罪に係る審判又は捜査の職務の執行を妨害する目的で犯されたものに限る。) 又は同法第二百二十三条 (強要) の罪 (イからルまでに掲げる罪に係る自己又は他人の刑事事件に関し、証言をさせず、若しくは虚偽の証言をさせ、又は証拠を隠滅させ、偽造させ、若しくは変造させ、若しくは偽造若しくは変造の証拠を使用させる目的で犯されたものに限る。)

- 一七 (略)
- 八 刑法第二百二十条 (逮捕及び監禁) の罪 三月以上七年以下の懲役
- 九十五 (略)
- 2 (略)

別表第一 (第二条、第七条の二関係)

- 一三 (略)
- 四 (同上)
- イ八 (略)
- 二 刑法第九十五条 (公務執行妨害及び職務強要) の罪 (裁判、検察又は警察の職務を行う公務員によるイからトまでに掲げる罪に係る審判又は捜査の職務の執行を妨害する目的で犯されたものに限る。) 又は同法第二百二十三条 (強要) の罪 (イからトまでに掲げる罪に係る自己又は他人の刑事事件に関し、証言をさせず、若しくは虚偽の証言をさせ、又は証拠を隠滅させ、偽造させ、若しくは変造させ、若しくは偽造若しくは変造の証拠を使用させる目的で犯されたものに限る。)

- ホ 刑法第一百五十五条第一項（有印公文書偽造）若しくは第二項（有印公文書変造）の罪、同法第一百五十六条（有印虚偽公文書作成等）の罪（同法第一百五十五条第一項又は第二項の例により処断すべきものに限る。）又は同法第一百五十九条第一項（有印私文書偽造）若しくは第二項（有印私文書変造）の罪
- ヘ 刑法第九十七条から第九十七条の四まで（収賄、受託収賄及び事前収賄、第三者供賄、加重収賄及び事後収賄、あつせん収賄）又は第九十八条（贈賄）の罪
- ト 刑法第二百二十四条から第二百二十八条まで（未成年者略取及び誘拐、営利目的等略取及び誘拐、身の代金目的略取等、所在国外移送目的略取及び誘拐、人身売買、被略取者等所在国外移送、被略取者引渡し等、未遂罪）の罪
- チ 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六十条第二項（児童の引渡し及び支配）の罪（同法第三十四条第一項第七号又は第九号の違反行為に係るものに限る。）
- リ 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七十条第一項第一号（不法入国）、第二号（不法上陸）若しくは第五号（不法残留）若しくは第二項（不法在留）の罪（正犯により犯されたものを除く。）、同法第七十四条（集団密航者を不法入国させる行為等）、第七十四条の二（集団密航者の輸送）、第七十四条の四（集団密航者の収受等）若しくは第七十四条の六（不

（新設）

ホ（同上）

（新設）

（新設）

（新設）

法入国等援助)の罪、同法第七十四条の六の第二
一項第一号(旅券等の不正受交付)若しくは第二
号(偽造旅券等の所持等)若しくは第二項(営利
目的の旅券等の不正受交付等)の罪若しくはその
未遂罪又は同法第七十四条の八(不法入国者等の
蔵匿等)の罪

又 旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)第
二十三条第一項第一号(旅券等の不正受交付)若
しくは第三号から第五号まで(自己名義旅券等の
譲渡等、他人名義旅券等の譲渡等、偽造旅券等の
譲渡等)若しくは第二項(営利目的の旅券等の不
正受交付等)の罪又はこれらの罪の未遂罪

ル イから又までに掲げるもののほか、死刑又は無
期若しくは長期四年以上の懲役若しくは禁錮の刑
が定められている罪

五 刑法第二百五十五条第一項(有印公文書偽造)若し
くは第二項(有印公文書変造)の罪、同法第五百十
六条(有印虚偽公文書作成等)の罪(同法第五百十
五条第一項又は第二項の例により処断すべきもの
に限る。)又は同法第五百九条第一項(有印私文書
偽造)若しくは第二項(有印私文書変造)の罪

六 刑法第九十七条から第九十七条の四まで(収
賄、受託収賄及び事前収賄、第三者供賄、加重収賄
及び事後収賄、あつせん収賄)又は第九十八条(贈
賄)の罪

七 刑法第二百二十四条から第二百二十八条まで(未
成年者略取及び誘拐、営利目的等略取及び誘拐、身
の代金目的略取等、所在国外移送目的略取及び誘拐

へ (同上)

ト イからへまでに掲げるもののほか、死刑又は無
期若しくは長期四年以上の懲役若しくは禁錮の刑
が定められている罪

(新設)

五 (同上)

(新設)

、人身売買、被略取者等所在国外移送、被略取者引渡し等、未遂罪)の罪

八 児童福祉法第六十条第二項(児童の引渡し及び支配)の罪(同法第三十四条第一項第七号又は第九号の違反行為に係るものに限る。)

九 出入国管理及び難民認定法第七十条第一項第一号(不法入国)、第二号(不法上陸)若しくは第五号(不法残留)若しくは第二項(不法在留)の罪(正犯により犯されたものを除く。)、同法第七十四条(集団密航者を不法入国させる行為等)、第七十四条の二(集団密航者の輸送)、第七十四条の四(集団密航者の收受等)若しくは第七十四条の六(不法入国等援助)の罪、同法第七十四条の六の二第一項第一号(旅券等の不正受交付)若しくは第二号(偽造旅券等の所持等)若しくは第二項(営利目的の旅券等の不正受交付等)の罪若しくはその未遂罪又は同法第七十四条の八(不法入国者等の蔵匿等)の罪

十 旅券法第二十三条第一項第一号(旅券等の不正受交付)若しくは第三号から第五号まで(自己名義旅券等の譲渡等、他人名義旅券等の譲渡等、偽造旅券等の譲渡等)若しくは第二項(営利目的の旅券等の不正受交付等)の罪又はこれらの罪の未遂罪

別表第二(第二条、第十三条関係)

一七 (略)

八 出入国管理及び難民認定法第七十三条の二第一項(不法就労助長)の罪

(新設)

(新設)

六 (同上)

別表第二(第二条、第十三条関係)

一七 (略)

八 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第七十三条の二第一項(不法就労助長)、第七十四条の二第一項(集団密航者の輸送)又

九〇二十一 (略)

別表(第二条、第十三条、第二十二条、第四十二条、第五十六条、第五十九条関係)

一〇十三 (略)

十四 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第

百九十七条(虚偽有価証券届出書等の提出等)、第

百九十八条第十九号(内部者取引)又は第二百条第

十三号(損失補てんに係る利益の收受等)の罪

十五〇四十八 (略)

四十九 金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七

号)第四百八条(仮装取引等)の罪

五〇六十八 (略)

は第七十四条の六(不法入国等援助等)の罪
九〇二十一 (略)

別表(第二条、第十三条、第二十二条、第四十二条、第五十六条、第五十九条関係)

一〇十三 (略)

十四 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第

百九十七条(虚偽有価証券届出書等の提出等)、第

百九十八条第十八号(内部者取引)又は第二百条第

十三号(損失補てんに係る利益の收受等)の罪

十五〇四十八 (略)

四十九 金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七

号)第九十四条(仮装取引等)の罪

五〇六十八 (略)